

議案第20号

総社市営住宅条例の一部改正について

総社市営住宅条例（平成17年総社市条例第205号）の一部を次のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

総社市営市成住宅18戸を用途廃止するため、関係条文の整備を行おうとするものである。



総社市条例第 号

総社市営住宅条例の一部を改正する条例

総社市営住宅条例（平成17年総社市条例第205号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
(設置) 第1条 本市に、次のとおり市営住宅を設置する。			(設置) 第1条 本市に、次のとおり市営住宅を設置する。		
名 称	位 置	戸 数	名 称	位 置	戸 数
上林住宅	総社市上林 294 番地 1	8	市成住宅	総社市中央二丁目 12 番 1 号	6
	総社市上林 299 番地			総社市中央二丁目 12 番 2 号	6
略	略	総社市中央二丁目 12 番 3 号		6	
			上林住宅	総社市上林 294 番地 1 総社市上林 299 番地	8
			略	略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。